



# 三重県公報

令和元年7月2日(火)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
1	会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	( 人 事 課 )	4
2	三重県森林環境譲与税基金条例	(森林・林業経営課)	6
3	公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	( 教 育 委 員 会 )	7
4	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例	( 人 事 課 )	9
5	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	( 市 町 行 財 政 課 )	13
6	三重県県税条例等の一部を改正する条例	( 税 務 企 画 課 )	15
7	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例	( 同 )	106
8	公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	( 教 育 委 員 会 )	112
9	三重県総合博物館条例の一部を改正する条例	( 同 )	114
10	三重県手数料条例の一部を改正する条例	( 雇 用 対 策 課 )	116
11	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例	( 消 防 ・ 保 安 課 )	120
12	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	( 警 察 本 部 )	127

**公布された条例のあらまし**

- ◎ 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（条例第1号）
- 1 地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることとしました。
  - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県森林環境譲与税基金条例（条例第2号）
- 1 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第2項各号に掲げる市町が実施する森林の整備の支援等に関する施策等に要する経費の財源に充てるため、三重県森林環境譲与税基金を設置することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（条例第3号）
- 1 地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることとしました。
  - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例（条例第4号）
- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に鑑み、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）
- 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み、選挙長等の報酬の額を改定するとともに、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日及び令和2年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県県税条例等の一部を改正する条例（条例第6号）
- 1 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、法人事業税、自動車税等についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日（一部令和元年10月1日、同月15日、令和2年1月1日、同年4月1日、令和3年1月1日、同年4月1日、令和4年4月1日及び令和5年1月1日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例（条例第7号）
- 1 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）
- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

## ◎ 三重県総合博物館条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 三重県総合博物館の機能向上を図るため、開館時間等の規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

## ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

## ◎ 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、令和元年10月1日から施行することとしました。

## ◎ 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定するとともに、自動車の保有に係る手続の利便性の向上を図るため、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和元年10月1日及び同月15日から施行することとしました。

条 例
-----

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第一号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において「職員」とは、法第三条第二項に規定する一般職に属する職員（法第五十七条に規定する公立学校の教職員及び単純な労務に雇用される者並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員を除く。）のうち、法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。

#### (報酬の額)

第三条 職員の報酬は、日額、時間額又は月額で定める。

- 2 日額で定める報酬の額は、別表の上欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報酬の上限額を二十一で除して得た額の範囲内において、知事が定める。
- 3 時間額で定める報酬の額は、別表の上欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報酬の上限額を二十一で除し、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第四条第二項に規定する一日当たりの勤務時間で除して得た額の範囲内において、知事が定める。
- 4 月額で定める報酬の額は、別表の上欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報酬の上限額の範囲内において、知事が定める。
- 5 前三項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難しい職にある者の報酬の額は、人事委員会と協議して、予算の範囲内で知事が別に定める。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員には、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「給与条例」という。）に規定する地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当に相当する報酬を人事委員会規則で定めるところにより支給する。

#### (報酬の支給)

第四条 職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、人事委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(費用弁償)

第五条 職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額及び支給方法は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として人事委員会規則で定める額に、百分の百三十を乗じて得た額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 前三項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(実施に関し必要な事項)

第七条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表（第三条関係）

職員の種別	報酬の上限額
一 医師及び歯科医師	給与条例第六条第一項第四号イに規定する医療職給料表(一)一級の最高号給の額
二 獣医師、薬剤師その他人事委員会規則で定める職員	給与条例第六条第一項第四号ロに規定する医療職給料表(二)三級の最高号給の額
三 保健師及び看護師	給与条例第六条第一項第四号ハに規定する医療職給料表(三)三級の最高号給の額
四 前各号に掲げる職員以外の職員	給与条例第六条第一項第一号に規定する行政職給料表二級の最高号給の額

三重県森林環境譲与税基金条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第二号

#### 三重県森林環境譲与税基金条例

##### (設置)

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第三十条第二項各号に掲げる市町が実施する森林の整備の支援等に関する施策等に要する経費の財源に充てるため、三重県森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### (積立て)

第二条 基金には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第三十条の規定による譲与額に相当する額を一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てる。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

##### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

##### (処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、予算の定めるところにより処分することができる。

##### (繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

##### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第三号

公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

#### (目的)

第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、公立学校の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

#### (定義)

第二条 この条例において「職員」とは、県立の高等学校及び特別支援学校並びに市町（一部事務組合を含む。）立の小学校、中学校及び義務教育学校の教育職員（公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号。以下「給与条例」という。）第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）、学校栄養職員、事務職員、技術職員及びその他の職員のうち、法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員をいう。

#### (報酬の額)

第三条 職員の報酬は、日額、時間額又は月額で定める。

- 2 日額で定める報酬の額は、別表の上欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報酬の上限額を二十一で除して得た額の範囲内において、三重県教育委員会（以下この条において「県委員会」という。）が定める。
- 3 時間額で定める報酬の額は、別表の上欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報酬の上限額を二十一で除し、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第四条第二項に規定する一日当たりの勤務時間で除して得た額の範囲内において、県委員会が定める。
- 4 月額で定める報酬の額は、別表の上欄に掲げる職員の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報酬の上限額の範囲内において、県委員会が定める。
- 5 前三項の規定にかかわらず、職務の性質上これらの規定により難い職にある者の報酬の額は、県委員会が三重県人事委員会（次項において「人事委員会」という。）と協議して、予算の範囲内で別に定める。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員には、給与条例に規定する地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を規則（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則をいう。以下同じ。）で定めるところにより支給する。
- 7 前各項に規定するもののほか、報酬の額に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (報酬の支給)

第四条 職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。

2 前項に規定するもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(費用弁償)

第五条 職員が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額及び支給方法は、職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、百分の百三十を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前三項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(実施に関し必要な事項)

第七条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

別表(第三条関係)

職員の種別	報酬の上限額
一 高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員	給与条例第九条第一項第一号に規定する高等学校等教育職給料表一級の最高号給の額
一 小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員	給与条例第九条第一項第二号に規定する中学校・小学校教育職給料表一級の最高号給の額
三 小学校、中学校等に勤務する学校栄養職員	給与条例第九条第一項第三号に規定する学校栄養職員給料表一級の最高号給の額
四 前三号に掲げる職員以外の職員	給与条例第九条第一項第四号に規定する行政職給料表一級の最高号給の額



人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第一条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(任命権者の報告事項) 第三条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。)に係る次に掲げる事項とする。 一〇十一 (略)	(任命権者の報告事項) 第三条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))に係る次に掲げる事項とする。 一〇十一 (略)

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第二条 この条例において「職員」とは、法第三条第二項に規定する一般職に属する職員(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員、法第五十七條に規定する公立学校の教職員及び単純な労務に雇用される者並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員を除く。)をいう。 (臨時職員の給与)	(定義) 第二条 この条例において「職員」とは、法第三条第二項に規定する一般職に属する職員(法第五十七條に規定する公立学校の教職員及び単純な労務に雇用される者並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号の職員を除く。)をいう。 (臨時又は非常勤職員の給与)

<p>第三十六条 臨時職員の給与については、他の職員との給与の均衡を考慮し、人事委員会と協議して、予算の範囲内で任命権者が定める。</p>	<p>第三十六条 臨時又は非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の給与については、他の職員との給与の均衡を考慮し、人事委員会と協議して、予算の範囲内で任命権者が定める。</p>
---	--

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第三条 職員の分限に関する条例（昭和四十八年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（休職の効果）                      第四条 （略）                      2 ～ 6 （略）                      7 法第二十二條の二第一項の会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「三年をこえない範囲内」とあるのは「法第二十二條の二第一項及び第二項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</p>	<p>（休職の効果）                      第四条 （略）                      2 ～ 6 （略）</p>

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第四条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）                      第二条 （略）                      2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      一・二 （略）                      三 地方公務員法第二十二條（地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する条件付採用になつてゐる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）                      四・五 （略）</p>	<p>（職員の派遣）                      第二条 （略）                      2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      一・二 （略）                      三 地方公務員法第二十二條第一項（地方独立行政法人法第五十三條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する条件付採用になつてゐる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）                      四・五 （略）</p>

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第五條 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十二年三重県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第二條 (略)</p> <p>2 法第二條第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>地方公務員法第二十二條に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</u></p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第二條 (略)</p> <p>2 法第二條第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p>

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第六條 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年三重県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(減給の効果)</p> <p>第四條 減給は、一日以上六月以下の期間、給料の月額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第十二條の二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、<u>給料の月額に教職調整額の月額を加算した額、法第十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては報酬(会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第一号)第三條第二項から第五項までの規定による報酬又は公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)第三條第二項から第五項までの規定による報酬に限る。)</u>の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第四條 減給は、一日以上六月以下の期間、給料の月額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第十二條の二第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、<u>給料の月額に教職調整額の月額を加算した額</u>)の十分の一以下に相当する額を減ずるものとする。</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第七条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第七条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。)第二十一条第一項又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員給与条例」という。)第二十三条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(再任用短時間勤務職員及び地方公務員法第二十一条の二第一項第一号に掲げる職員)以外の非常勤職員を除く。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員給与条例第二十一条第一項又は公立学校職員給与条例第二十四条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員を除く。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤奨手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第七条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。)第二十一条第一項又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員給与条例」という。)第二十三条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員を除く。次項において同じ。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員給与条例第二十一条第一項又は公立学校職員給与条例第二十四条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤奨手当を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十五年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項の規定に基づき、同法第八十九条第三項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた者(以下「臨時選挙管理委員」という。)、選挙長(職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。)、選挙分会長(職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。)、審査分会長(職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。)、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人の報酬及び費用弁償の額並びにその支給の方法を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二第四項の規定に基づき、同法第八十九条第三項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた者(以下「臨時選挙管理委員」という。)、選挙長(職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。)、選挙分会長(職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。)、審査分会長(職務代理者及び職務管掌者を含む。以下同じ。)、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人の報酬及び費用弁償の額並びにその支給の方法を定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p>
<p>第二条 臨時選挙管理委員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職にある者で県から給与の支給を受けるもの(以下「一般職に属する県職員」という。)のうちから任命又は選任された者に対しては、報酬を支給しない(その者が同法第三十八条第一項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて勤務時間外に職務に従事した場合を除く。)</p>	<p>第二条 臨時選挙管理委員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三条第二項に規定する一般職に属する職にある者で県から給与の支給を受けるもの(以下「一般職に属する県職員」という。)のうちから任命又は選任された者に対しては、報酬を支給しない(その者が同法第三十八条第一項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて勤務時間外に職務に従事した場合を除く。)</p>

<p>一 臨時選挙管理委員 一日につき 八千九百円</p> <p>二 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 一日につき 一万八百円</p> <p>三 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並び に審査分会立会人 一日につき 八千九百円</p>	<p>一 臨時選挙管理委員 一日につき 八千八百円</p> <p>二 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 一日につき 一万六百円</p> <p>三 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並び に審査分会立会人 一日につき 八千八百円</p>
---	---

附 則

この条例中第二条の改正規定は公布の日から、第一条の改正規定は令和二年四月一日から施行する。

三重県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六号

三重県県税条例等の一部を改正する条例

(三重県県税条例の一部改正)

第一条 三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p>
<p>第二十六条の四 (略)</p>	<p>第二十六条の四 (略)</p>
<p>(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p>	<p>(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>
<p>第二十六条の五 第十九条第一項第一号の者のうち法第三百十七条の三の三の規定に基づく市町民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第四十五条の三の三の規定に基づく県民税に関する申告書を、所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者を経由して、賦課期日現在における住所所在地の市町の長に提出しなければならない。</p>	<p>第二十六条の五 第十九条第一項第一号の者のうち法第三百十七条の三の三の規定に基づく市町民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書と併せて法第四十五条の三の三の規定に基づく県民税に関する申告書を、所得税法第二百三条の五第一項に規定する公的年金等の支払者を経由して、賦課期日現在における住所所在地の市町の長に提出しなければならない。</p>
<p>(法人の事業税の税率等)</p>	<p>(法人の事業税の税率等)</p>
<p>第四十三条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第三項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>	<p>第四十三条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第三項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p>
<p>一 第三十八条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 イ・ロ (略)</p>	<p>一 第三十八条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 イ・ロ (略)</p>
<p>ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げ</p>	<p>ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げ</p>

る税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち 四百万円以下の金額	百分の〇・ 四
各事業年度の所得のうち 四百万円を超え年八百万円 以下の金額	百分の〇・ 七
各事業年度の所得のうち 八百万円を超える金額	百分の一

二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち 四百万円以下の金額	百分の三・ 五
各事業年度の所得のうち 四百万円を超える金額	百分の四・ 九

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち 四百万円以下の金額	百分の三・ 五
各事業年度の所得のうち 四百万円を超え年八百万円 以下の金額	百分の五・ 三
各事業年度の所得のうち 八百万円を超える金額	百分の七

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が一千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲

る税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち 四百万円以下の金額	百分の一・ 九
各事業年度の所得のうち 四百万円を超え年八百万円 以下の金額	百分の二・ 七
各事業年度の所得のうち 八百万円を超える金額	百分の三・ 六

二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち 四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち 四百万円を超える金額	百分の六・ 六

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち 四百万円以下の金額	百分の五
各事業年度の所得のうち 四百万円を超え年八百万円 以下の金額	百分の七・ 三
各事業年度の所得のうち 八百万円を超える金額	百分の九・ 六

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一・三を乗じて得た金額とする。

3 他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が一千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲



げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第三十八条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ・ロ (略)

ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額

二 特別法人 各事業年度の所得に百分の四・九を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額

4 (略)

(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)

第二百二十六条 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課さない。

一 (略)

二 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則で定めるものをいう。イ及びロにおいて同じ。)

イ 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び第三百三十一条において同じ。)が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するもの

ロ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保

げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第三十八条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ・ロ (略)

ハ 各事業年度の所得に百分の三・六を乗じて得た金額

二 特別法人 各事業年度の所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の九・六を乗じて得た金額

4 (略)

(環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税)

第二百二十六条 次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課さない。

一 (略)

二 天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則で定めるものをいう。のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日(車両総重量(同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び第三百三十一条において同じ。)が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

安基準で施行規則で定めるもの（以下このロにおいて「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で施行規則で定めるもの

三 （略）

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第百三十一条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第百三十一条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定め

三 （略）

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百三十一条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第百三十一条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

<p>る窒素酸化物の値の四分の一を 超えないこと。</p> <p>(2) エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条並びに第三百三十一条第一項及び第二項において同じ。)が同法第四百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー効率(以下この号及び次項並びに第三百三十一条第四項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第三百三十一条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条並びに第三百三十一条第一項及び第二項において同じ。)が同法第四百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー効率(以下この号及び次項並びに第三百三十一条第四項において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第三百三十一条第一項第一号イ(3)において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車</p>	

	基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2)	エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。
ハ	車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(ii)	平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2)	(略)
ニ	車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成三十年ガソリン軽中量車

	基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2)	エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。
ロ	車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2)	窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(3)	(略)
ハ	車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

	基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(ii)	平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2)	(略)
ホ	車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
(ii)	平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(2)	(略)

(2)	窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(3)	(略)
ニ	車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2)	窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(3)	(略)

五 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第三百三十一条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第三百三十一条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第三百三十一条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれ

にも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

六 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第三百三十一条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。）

イ 乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（ロ(1)(i)及び第三百三十一条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第三百三十一条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・

五 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第三百三十一条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）

イ 乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号及び第三百三十一条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・

五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) (略)

ハ (略)

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(第百三十一条第一項第三号ハ(1)及び第二項第三号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一

五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) (略)

ハ (略)

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(第百三十一条第一項第二号ハ(1)及び第二項第二号ハ(1)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。



2

ホ (略)

前項(第四号イからハまでに係る部分に

日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号及び第百三十一条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2)

(略)

2

ホ (略)

前項(第四号イ及びロに係る部分に限

(2)

(略)

車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規

定により平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号及び第百三十一条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排

出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十

七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ

(略)

限る。)の規定は、平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第百三十一条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ	(2)	令和二年度以降	平成二十二
		の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十	年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号において「平成二十
第四号ロ	(2)	平成三十二年度	平成二十二
		基準エネルギー消費効率に百分の百二十	年度基準エネルギー消費効率に百分の百八十

る。)の規定は、平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として施行規則で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第百三十一条第四項において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。)について準用する。この場合において、同号イ(3)中「平成三十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項及び第百三十一条第一項第一号イ(3)において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百六十五」と、同号ロ(3)中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百三十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」とあるのは「平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百五十」と読み替えるものとする。

第四号ハ	基準エネルギー	平成二十二
(2)	消費効率であつ	年度基準エ
	て平成二十七年	ネルギー消
	度以降の各年度	費効率に百
	において適用さ	分の百五十
	れるべきものと	
	して定められた	
	もの（以下この	
	条及び第百三十	
	一条において	
	「平成二十七年	
	度基準エネルギー	
	「消費効率」と	
	いう。）に百分の	
	百二十	

(環境性能割の税率)

第百三十一条 次に掲げる自動車（第百二十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車

基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車

基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(環境性能割の税率)

第百三十一条 次に掲げる自動車（第百二十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

<p>と。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。</p>	
<p>ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車</p>	<p>ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p>

	基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2) (略)	
二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの	
(1) 次のいずれかに該当すること。	
(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。	
(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。	
(2) (略)	
ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの	
(1) 次のいずれかに該当すること。	

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(3) (略)
ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(3) (略)
ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

<p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車 基準に適合し、かつ、窒素酸化物 の排出量が平成三十年ガソリン 軽中量車基準に定める窒素酸化 物の値の四分の三を超えないこ と。</p>	
<p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車 基準に適合し、かつ、窒素酸化物 の排出量が平成十七年ガソリン 軽中量車基準に定める窒素酸化 物の値の二分の一を超えないこ と。</p>	
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七 年ガソリン軽中量車基準に定める 窒素酸化物の値の二分の一を超え ないこと。</p>
<p>二 次に掲げる石油ガス自動車</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>イ 営業用の乗用車のうち、次のい ずれにも該当するもので施行規則で定 めるもの</p>	
<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p>	
<p>(i) 平成三十年石油ガス軽中量車 基準に適合し、かつ、窒素酸化物 の排出量が平成三十年石油ガス 軽中量車基準に定める窒素酸化 物の値の二分の一を超えないこ と。</p>	
<p>(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車 基準に適合し、かつ、窒素酸化物 の排出量が平成十七年石油ガス 軽中量車基準に定める窒素酸化 物の値の四分の一を超えないこ と。</p>	
<p>(2) エネルギー消費効率が平成三十 一年度基準エネルギー消費効率以 上であること。</p>	
<p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のい ずれにも該当するもので施行規則で定</p>	

	めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(ii)	平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2)	エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
三	次に掲げる軽油自動車
イ	車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
(ii)	平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
(2)	(略)

	次に掲げる軽油自動車
イ	車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
(2)	窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
(3)	(略)

<p>ロ (略)</p> <p>ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>2 次に掲げる自動車(第二百二十六条第一項及び前項(第四項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。</p> <p>一 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のい</p>
--

<p>ロ (略)</p> <p>ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。</p> <p>(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>ホ (略)</p> <p>2 次に掲げる自動車(第二百二十六条第一項及び前項(第四項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。</p> <p>一 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>イ 乗用車又は車両総重量が二・五ト</p>
--



<p>れにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>ン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</p> <p>(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。</p> <p>(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。</p> <p>(2) エネルギー消費効率が平成三十</p>	

二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物

ロ 車両総重量が二・五トンを超え二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

	物の値の四分の一を超えないこと。
(2)	(略)
ホ	車両総重量が二・五トンを超え二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
(ii)	平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(2)	(略)
二	次に掲げる石油ガス自動車
イ	営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化

(2)	窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(3)	(略)
ハ	車両総重量が二・五トンを超え二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2)	窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(3)	(略)

	物の値の二分の一を超えないこと。
(ii)	平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2)	エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
ロ	自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
(ii)	平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
(2)	エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。
三	次に掲げる軽油自動車
イ	車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成三十年軽油軽中量車基準

二 次に掲げる軽油自動車

- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

	に適合すること。
(i)	平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
(2)	(略)
ロ	(略)
ハ	車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	次のいずれかに該当すること。
(i)	平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
(ii)	平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
(2)	(略)

(2)	窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
(3)	(略)
ロ	(略)
ハ	車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
(2)	(略)
ニ	車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
(1)	平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
(2)	窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこ

3  
4

二 (略)  
(略)

第一項(第一号イからハまでに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イからハまでに係る部分に限る。)の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第 一 号イ(2)	平成三十二年 度基準エネ ルギー消費 効率	第百二十六 条第二項に 規定する基 準エネ ルギー消費 効率であつ て平成二十 二年 度以降の各 年度におい て適用され るべきもの として定め られたもの (以下この 号及び次項 第一号にお いて「平成二 十二年 度基準エネ ルギー消費 効率」とい う。)に百分 の百五十を 乗じて得た 数値
--------------------	--------------------------------	--

3  
4

ホ (略)  
(略)

第一項(第一号イ及びロに係る部分に限る。)及び第二項(第一号イに係る部分に限る。)の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第 一 号イ(3)	平成三十二年 度基準エネ ルギー消費 効率	第百二十六 条第二項に 規定する基 準エネ ルギー消費 効率であつ て平成二十 二年 度以降の各 年度におい て適用され るべきもの として定め られたもの (以下この 号及び次項 第一号イ(3) において「平 成二十二年 度基準エネ ルギー消費 効率」とい う。)に百分 の百五十を 乗じて得た 数値
--------------------	--------------------------------	--

(3) エネルギー消費効率が平成二十  
七年度基準エネルギー消費効率以  
上であること。

第一項第 一 号ロ(2)	平成三十二年度 基準エネルギー 消費効率に百分 の百十	平成二十二 年度基準エ ネルギー消 費効率に百 分の百六十 五
第一項第 一 号ハ(2)	平成二十七年度 基準エネルギー 消費効率に百分 の百十五	平成二十二 年度基準エ ネルギー消 費効率に百 分の百四十 四
第二項第 一 号イ(2)	平成二十七年度 基準エネルギー 消費効率に百分 の百十	平成二十二 年度基準エ ネルギー消 費効率に百 分の百三十 八
第二項第 一 号ロ(2)	平成三十二年度 基準エネルギー 消費効率	平成二十二 年度基準エ ネルギー消 費効率に百 分の百五十 を乗じて得 た数値
第二項第 一 号ハ(2)	平成二十七年度 基準エネルギー 消費効率に百分 の百十	平成二十二 年度基準エ ネルギー消 費効率に百 分の百三十 八

5

(略)

(環境性能割の市町に対する交付)

第百三十七条の四 知事は、県に納付された環境性能割額に相当する額に令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道

第一項第 一 号ロ(3)	平成二十七年度 基準エネルギー 消費効率に百分 の百十五	平成二十二 年度基準エ ネルギー消 費効率に百 分の百四十 四	数 値
第二項第 一 号イ(3)	平成二十七年度 基準エネルギー 消費効率に百分 の百十	平成二十二 年度基準エ ネルギー消 費効率に百 分の百三十 八	

5

(略)

(環境性能割の市町に対する交付)

第百三十七条の四 知事は、県に納付された環境性能割額に相当する額に令で定める率を乗じて得た額の百分の六十五に相当する額を、令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道

(当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。)の延長及び面積にあん分して交付する。

(種別割の税率)

第百三十七条の五 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)

イ (略)

ロ 自家用

(1) 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万五千元

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万五百円

(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万六千元

(4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万三千五百円

(5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万円

(6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万七千元

(7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万五千五百円

(8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万五千五百円

(9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万七千元

(当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。)の延長及び面積にあん分して交付する。

(種別割の税率)

第百三十七条の五 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。)

イ (略)

ロ 自家用

(1) 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円

(2) 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円

(3) 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円

(4) 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千元

(5) 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万円

(6) 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千元

(7) 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円

(8) 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円

(9) 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千元



(10)	総排気量が六リットルを超えるもの年額 <u>十一万円</u>
(11)	電気自動車年額 <u>二万五千円</u>
二〇五 (略)	
六 特種用途車 (キャンピング車)	
イ (略)	
ロ 自家用	
(1)	総排気量が一リットル以下のもの年額 <u>二万円</u>
(2)	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの年額 <u>二万四千四百円</u>
(3)	総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの年額 <u>二万八千八百円</u>
(4)	総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの年額 <u>三万四千八百円</u>
(5)	総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの年額 <u>四万円</u>
(6)	総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの年額 <u>四万五千六百円</u>
(7)	総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの年額 <u>五万二千四百円</u>
(8)	総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの年額 <u>六万四百円</u>
(9)	総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの年額 <u>六万九千六百円</u>
(10)	総排気量が六リットルを超えるもの年額 <u>八万八千円</u>
二〇五 (略)	
附 則	
(法人の事業税の税率の特例)	

(10)	総排気量が六リットルを超えるもの年額 <u>十一万千円</u>
(11)	電気自動車年額 <u>二万九千五百円</u>
二〇五 (略)	
六 特種用途車 (キャンピング車)	
イ (略)	
ロ 自家用	
(1)	総排気量が一リットル以下のもの年額 <u>二万三千六百円</u>
(2)	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの年額 <u>二万七千六百円</u>
(3)	総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの年額 <u>三万千六百円</u>
(4)	総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの年額 <u>三万六千円</u>
(5)	総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの年額 <u>四万八千円</u>
(6)	総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの年額 <u>四万六千四百円</u>
(7)	総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの年額 <u>五万三千二百円</u>
(8)	総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの年額 <u>六万二千二百円</u>
(9)	総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの年額 <u>七万四百円</u>
(10)	総排気量が六リットルを超えるもの年額 <u>八万八千八百円</u>
二〇五 (略)	
附 則	
(法人の事業税の税率の特例)	

第十四条の二 租税特別措置法第六十八条  
 第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十二条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年	百分の四・
四百万円を超える金額	九

とあるのは

各事業年度の所得のうち年	百分の四・
四百万円を超え年十億円以下	九
の金額	
各事業年度の所得のうち年	百分の五・
十億円を超える金額	七

と、同条第三項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」とする。

（環境性能割の非課税）

第十七条の十二 法附則第十二条の二の十

第一項の地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして条例で定めるものは、国土交通大臣が地域間の公共交通の確保維持のために交付する補助金の対象とする路線であつて、かつ、知事が地域住民の交通の利便を確保するために交付する補助金の対象とするものとする。

2 第百三十一条第一項第一号ロ（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第一号ロに掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間（次条第二項において「特定期間」という。）に行われたと  
 きに限り、第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

（環境性能割の税率の特例）

第十七条の十三 （略）

2 自家用の乗用車に対する第百三十一条第二項（同条第四項において準用する場合

第十四条の二 租税特別措置法第六十八条  
 第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十二条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年	百分の六・
四百万円を超える金額	六

とあるのは

各事業年度の所得のうち年	百分の六・
四百万円を超え年十億円以下	六
の金額	
各事業年度の所得のうち年	百分の七・
十億円を超える金額	九

と、同条第三項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」とする。

（環境性能割の税率の特例）

第十七条の十二 （略）

を含む。以下この項において同じ。)及び  
 第三項の規定の適用については、当該自家  
 用の乗用車の取得が特定期間に行われた  
 ときに限り、同条第二項中「百分の二」と  
 あるのは「百分の一」と、同条第三項中「百  
 分の三」とあるのは「百分の二」とする。  
 (環境性能割の課税標準の特例)

第十七条の十四 道路運送法第三条第一号

イに規定する一般乗合旅客自動車運送事  
 業を営業者が同法第五条第一項第三  
 号に規定する路線定期運行の用に供する  
 自動車又は同法第三条第一号ロに規定す  
 る一般貸切旅客自動車運送事業を営業す  
 る者がその事業の用に供する自動車(以下  
 この項及び次項において「路線バス等」と  
 いう。)のうち、次の各号のいずれにも該  
 当するものであつて乗降口から車椅子を  
 固定することができる設備までの通路に  
 段がないもの(施行規則で定めるものに限  
 る。)で最初の第二百五条第三項に規定  
 する新規登録(以下この条から附則第十八  
 条の二までにおいて「初回新規登録」とい  
 う。)を受けるものに対する第百三十条の  
 規定の適用については、当該路線バス等の  
 取得が令和三年三月三十一日までに行わ  
 れたときに限り、同条中「という。)」と  
 あるのは、「という。)」から千万円を控除  
 して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の  
 促進に関する法律(平成十八年法律第九  
 十一号)第三条第一項に規定する基本方  
 針(次項第一号及び第三項第一号におい  
 て「基本方針」という。)に令和二年度  
 までに導入する台数が目標として定め  
 られた自動車に該当するものであるこ  
 と。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の  
 促進に関する法律第八条第一項に規定  
 する公共交通移動等円滑化基準(次項第

	<p>二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。</p>
2	<p>路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用しただまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から六百五十万円(乗車定員三十人未満の附則第十七条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円)を控除して得た額」とする。</p> <p>一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。</p>
3	<p>道路運送法第三条第一号へに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等(第三号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から百万円を控除して得た額」とする。</p>

	<p>一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>二 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。</p> <p>三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能の有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。</p>
<p>4</p>	<p>次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額とする。</p>
	<p>一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項から第七項までにおいて同じ。）が五トン以下の乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）（以下この項から第七項までにおいて「バス等」という。）であつて、同法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められ</p>

た衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの（以下この項から第六項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの

三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック（施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第七項までにおいて同じ。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条

	<p>の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に適合するもの</p>
5	<p>次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から三百五十万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二</p>

	十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
三	車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
四	車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
6	次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第三百十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年十月



	<p>三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から三百五十万円を控除して得た額」とする。</p> <p>一 車両総重量が五トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの</p> <p>二 車両総重量が五トンを超え十二トン以下のバス等であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p> <p>三 車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</p> <p>7 バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限</p>
--	--

る。)で初回新規登録を受けるものに対する第百三十条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和二年十月三十一日(バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日)までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

8 前各項の規定は、第百三十四条第一項又は法第百六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(種別割の税率の特例)

第十八条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第百二十六条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。第三項第一号及び次条第二項において同じ。)、天然ガス自動車(第百二十六条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。第三項第二号及び次条第二項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(第百二十六条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。次条第二項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)、自家用の特殊用途車(キャンピング車に限る。)、第百三十七条の五第一項第三号イ(1)に規定する一

(種別割の税率の特例)

第十八条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(第百二十六条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。))、天然ガス自動車(同項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(同項第三号に規定する電力併用自動車をいう。))並びに第百三十七条の五第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項、同条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項、同条第二項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第二百二十六条第一項第四号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第五号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。)で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 第二百二十六条第一項第六号に規定する軽油自動車(次項第六号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十二年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

第一項第一号イ	(略)	(略)
---------	-----	-----

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日までに最初の第二百五条第三項に規定する新規登録(以下この項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

第一項第一号イ	(略)	(略)
第一項第一号ロ	二万九千五百円	三万三千九百円
	三万四千五百円	三万九千六百円
	三万九千五百円	四万五千四百円
	四万五千元	五万七千七百円
	五万千元	五万八千六百円
	五万八千元	六万六千七百円
	六万六千五百円	七万六千四百円

第一項 第一号イ	(略)	(略)
第二項 第一号イ	(略)	(略)

2 (略)

3 次に掲げる自動車に対する第百三十七  
 条の五第一項及び第二項の規定の適用に  
 ついては、当該自動車（自家用の乗用車及  
 び自家用の特殊用途車（キャンピング車に  
 限る。）（以下この条及び次条において「自  
 家用の乗用車等」という。）を除く。）が  
 平成三十年四月一日から平成三十一年三

第一項 第一号イ	(略)	(略)
第二項 第一号イ	(略)	(略)
第一項 第六号イ	七万六千五百円	八万七千九 百円
	八万八千円	十万千二百 円
	十一万千円	十二万七千 六百円
第一項 第六号ロ	二万三千六百円	三万七千二 百円
	二万七千六百円	四万二千七 百円
	三万千六百円	三万六千三 百円
	三万六千円	四万四千四 百円
	四万八百円	四万六千九 百円
	四万六千四百円	五万三千三 百円
	五万三千二百円	六万千円
	六万二千二百円	七万三百円
	七万四百円	八万九百円
	八万八千八百円	十万二千百 円
第二項 第一号イ	(略)	(略)

2 (略)

月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第三百三十七条の五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第二百二十六条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

三 第二百二十六条第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第二百二十六条第一項第四号イ(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を

超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第二百二十六条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

六 軽油自動車のうち、第二百二十六条第一項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

第一項 第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千元

		一万七千九百円	四千五百円
		一万五千円	五千五百円
		一万三千六百円	六千円
		一万七千二百円	七千円
		四万七千五百円	一万五千円
第一項 第		一万五千円	六千五百円
一 号 口		三万五千五百円	八千円
		三万六千円	九千円
		四万三千五百円	一万千円
		五万円	一万二千五百円
		五万七千円	一万四千五百円
		六万五千五百円	一万六千五百円
		七万五千五百円	一万九千円
		八万七千円	二万二千円
		十一万円	二万七千五百円
第一項 第		六千五百円	二千円
一 号 イ		九千円	二千五百円
		一万二千円	三千円
		一万五千円	四千円
		一万八千五百円	五千円
		二万二千円	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		二万九千五百円	七千五百円
		四千七百円	千二百円
第一項 第		八千円	二千円
一 号 口		一万千五百円	三千円
		一万六千円	四千円
		二万五千五百円	五千五百円
		二万五千五百円	六千五百円
		三万円	七千五百円
		三万五千円	九千円
		四万五千円	一万五千円
		六千三百円	千六百円
第一項 第		七千五百円	二千円

二号ハ(1)	一万五千百円	四千円
第一項第	一万二百円	三千円
二号ハ(2)	一万六百円	五千五百円
第一項第	一万二千円	三千円
三号イ(1)	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	一万円	五千円
	一万二千五百円	六千円
	一万五千五百円	六千五百円
	一万九千円	七千五百円
	第一項第	一万六千五百円
三号イ(2)	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万千円
	五万五千円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
	第一項第	三万三千円
三号ロ	四万千円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万千円
	第一項第	四万五千円
四号	六千円	千五百円
	三千九百円	千円
	五千三百円	千五百円
第一項第	八千五百円	二千五百円
五号	一万二千五百円	三千五百円
第一項第	六千円	千五百円
六号イ	六千八百円	二千円
	七千六百円	二千円



		一万千円	三千円
		一万二千五百円	三千五百円
		一万四千三百円	四千元
		一万六千四百円	四千五百円
		一万八千八百円	五千元
		二万千七百円	五千五百円
		二万二千五百円	八千五百円
第一項 第六号ロ	第一項 第一号	二万円	五千元
		二万四千四百円	六千五百円
		二万八千八百円	七千五百円
		三万四千八百円	九千元
		四万円	一万円
		四万五千六百円	一万千五百円
		五万二千四百円	一万三千五百円
		六万四百万円	一万五千五百円
		六万九千六百万円	一万七千五百円
		八万八千元	二万二千元
第二項 第一号	第二項 第一号	三千七百円	千円
		四千七百円	千二百円
		六千三百円	千六百元
第二項 第二号	第二項 第二号	五千二百円	千三百円
		六千三百円	千六百元
		八千元	二千円
第四項		一万五千円	四千元
		六千五百円	二千円
		二万五百万円	五千五百円
		八千元	二千円
4	次に掲げる自動車に対する第百三十七		
	条の五第一項及び第二項の規定の適用に		
	ついては、当該自動車（自家用の乗用車等		
	を除く。）が平成三十年四月一日から平成		
	三十一年三月三十一日までの間に初回新		
	規登録を受けた場合には令和元年度分の		
	自動車税の種別割（法第百七十七条の十第		

一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車は平成三十一年四月一日(自家用の乗用車等にあつては、令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第三百三十七条の五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

第一項第	七千五百円	四千円
一 号イ	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円

		一万三千八百円	七千円
		一万五千七百円	八千円
		一万七千九百円	九千円
		一万五百円	一万五百円
		一万三千六百円	一万二千円
		一万七千二百円	一万四千元
		四万七千円	一万五百円
第一項 第	一	一万五千円	一万二千五
	号 口		百円
		三万五百円	一万五千五
			百円
		三万六千円	一万八千円
		四万三千五百円	一万二千元
		五万円	一万五千元
		五万七千円	一万八千五
			百円
		六万五千五百円	三万三千元
		七万五千五百円	三万八千元
		八万七千円	四万三千五
			百円
		十一万円	五万五千元
第一項 第	二	六千五百円	三千五百円
	号 イ	九千円	四千五百円
		一万二千元	六千円
		一万五千円	七千五百円
		一万八千五百円	九千五百円
		一万二千元	一万千円
		一万五千五百円	一万三千円
		一万九千五百円	一万五千元
		四千七百円	二千四百円
第一項 第	三	八千円	四千円
	号 口	一万千五百円	六千円
		一万六千円	八千円
		一万五百円	一万五百円
		一万五千五百円	一万三千円
		三万円	一万五千元
		三万五千円	一万七千五
			百円

	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	三千二百円
第一項第	七千五百円	四千円
二号ハ(1)	一万五千五百円	八千円
第一項第	一万二三百円	五千五百円
二号ハ(2)	一万六五百円	一万五百円
第一項第	一万二千円	六千円
三号イ(1)	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	一万円	一万円
	一万二千五百円	一万千五百円
	一万五千五百円	一万三千円
	一万九千円	一万四千五百円
	一万六千五百円	一万三千五百円
三号イ(2)	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二千元
	五万五五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千元	三万二千元
	三万三千元	一万六千五百円
三号ロ	四万千円	一万五五百円
	四万九千円	一万四千五百円
	五万七千円	一万八千五百円
	六万五千五百円	二万三千元
	七万四千元	三万七千元
	八万三千元	四万千五百円
	四千五百円	二千五百円
四号	六千円	三千円

		三千九百円	一千円
		五千三百円	三千円
第一項 第五号	第一項 第五号	八千五百円	四千五百円
		一万二千五百円	六千五百円
第一項 第六号イ	第一項 第六号イ	六千円	三千円
		六千八百円	三千五百円
		七千六百元	四千円
		一万千円	五千五百円
		一万二千五百円	六千五百円
		一万四千三百円	七千五百円
		一万六千四百円	八千五百円
		一万八千八百円	九千五百円
		一万千七百円	一万千円
		二万二千五百円	一万六千五百円
第一項 第六号ロ	第一項 第六号ロ	一万円	一万円
		一万四千四百円	一万二千五百円
		一万八千八百円	一万四千五百円
		二万四千八百円	一万七千五百円
		四万円	二万円
		四万五千六百円	一万三千円
		五万二千四百円	一万六千五百円
		六万四五百円	三万五百円
		六万九千六百円	三万五千円
		八万八千円	四万四千円
第二項 第一号	第二項 第一号	三千七百円	千八百円
		四千七百円	二千三百円
		六千三百円	三千二百円
第二項 第二号	第二項 第二号	五千二百円	二千六百元
		六千三百円	三千二百円
		八千円	四千円
第四項	第四項	一万五千円	七千五百円
		六千五百円	三千五百円
		一万五五百円	一万五五百円

		八千円	四千円
5	<p>第三項及び前項の規定の適用がある場合における第百三十七条の五第三項及び第五項の規定の適用については、第二項の規定を準用する。</p>		
<p>第十八条の二 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第百四十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車等であつて、平成二十八年改正前の地方税法第百四十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第百二十四条第二項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車等であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の標準税率は、第百三十七条の五第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>			
	<p>一 自家用の乗用車</p>		
	イ	<p>総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円</p>	
	ロ	<p>総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万</p>	

	四千五百円
ハ	総排気量が一・五リットルを超え、 二リットル以下のもの 年額 三万 九千五百円
ニ	総排気量が二リットルを超え、一・ 五リットル以下のもの 年額 四万 五千円
ホ	総排気量が二・五リットルを超え、 三リットル以下のもの 年額 五万 千円
ク	総排気量が三リットルを超え、三・ 五リットル以下のもの 年額 五万 八千円
ト	総排気量が三・五リットルを超え、 四リットル以下のもの 年額 六万 六千五百円
チ	総排気量が四リットルを超え、四・ 五リットル以下のもの 年額 七万 六千五百円
リ	総排気量が四・五リットルを超え、 六リットル以下のもの 年額 八万 八千円
ヌ	総排気量が六リットルを超えるも の 年額 十一万千円
ル	電気自動車 年額 二万九千五百 円
二	自家用の特殊用途車（キャンピング 車に限る。）
イ	総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万三千六百円
ロ	総排気量が一リットルを超え、一・ 五リットル以下のもの 年額 二万 七千六百円
ハ	総排気量が一・五リットルを超え、 二リットル以下のもの 年額 三万 千六百円
ニ	総排気量が二リットルを超え、一・ 五リットル以下のもの 年額 三万 六千円

ホ	総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの	年額 四万 八百円
ク	総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの	年額 四万 六千四百円
ト	総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの	年額 五万 三千二百円
チ	総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの	年額 六万 千二百円
リ	総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの	年額 七万 四百円
ヌ	総排気量が六リットルを超えるもの	年額 八万八千八百円
2	前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）及び自家用の特殊用途車（キャンピング車に限る。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
イ	第一号 円	三万三千九百 円
ロ	第一号 円	三万九千六百 円
ハ	第一号 円	四万五千四百 円
ニ	第一号 四万五千円	五万七千七百円
ホ	第一号 五万千円	五万八千六百 円



第一号	五万八千円	六万六千七百
く		円
第一号	六万六千五百	七万六千四百
下	円	円
第一号	七万六千五百	八万七千九百
千	円	円
第一号	八万八千円	十万二千二百円
リ		
第一号	十一万千円	十二万七千六
又		百円
第一号	二万九千五百	三万三千九百
ル	円	円
第二号	二万三千六百	二万七千五百円
イ	円	
第二号	二万七千六百	三万七千七百円
ロ	円	
第二号	三万千六百円	三万六千三百
ハ		円
第二号	三万六千円	四万四千四百円
ニ		
第二号	四万八百円	四万六千九百
ホ		円
第二号	四万六千四百	五万三千三百
く	円	円
第二号	五万三千二百	六万千五百円
下	円	
第二号	六万二千二百円	七万三百円
千		
第二号	七万四百円	八万九百円
リ		
第二号	八万八千八百	十万二千五百円
又	円	

3 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第

百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	二万九千五百円	七千五百円
イ	円	
第一号	三万四千五百円	九千円
ロ	円	
第一号	三万九千五百円	一万円
ハ	円	
第一号	四万五千円	一万五千円
ニ		
第一号	五万千円	一万三千円
ホ		
第一号	五万八千円	一万四千五百円
ヘ		円
第一号	六万六千五百円	一万七千円
ト	円	
第一号	七万六千五百円	一万九千五百円
チ	円	円
第一号	八万八千円	二万二千円
リ		
第一号	十一万千円	二万八千円
又		
第一号	二万九千五百円	七千五百円
ル	円	
第二号	二万三千六百円	六千円
イ	円	
第二号	二万七千六百円	七千円
ロ	円	
第二号	三万千六百円	八千円
ハ		
第二号	三万六千円	九千円

又	第二号 八万八千八百円	二万二千五百円
リ	第二号 七万四四百円	一万八千円
升	第二号 六万二千二百円	一万五千五百円
ト	第二号 五万三千二百円	一万三千五百円
ク	第二号 四万六千四百円	一万二千元
ホ	第二号 四万八百円	一万五百円
ニ		

4 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第四項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

イ	第一号 二万九千五百円	一万五千元
ロ	第一号 三万四千五百円	一万七千五百円
ハ	第一号 三万九千五百円	二万円
ニ	第一号 四万五千元	二万二千五百円
	第一号 五万千元	二万五千五百円

丕		円
第一号	五万八千円	二万九千円
ノ		
第一号	六万六千五百円	三万三千五百円
ト		円
第一号	七万六千五百円	三万八千五百円
チ		円
第一号	八万八千円	四万四千元
リ		
第一号	十一万円	五万五千五百円
ヌ		円
第一号	二万九千五百円	一万五千元
ハ		円
第二号	二万三千六百円	一万二千元
イ		円
第二号	二万七千六百円	一万四千元
ロ		円
第二号	三万六千六百円	一万六千元
ヘ		
第二号	三万六千円	一万八千元
ニ		
第二号	四万八百元	一万五百円
ホ		
第二号	四万六千四百円	二万三千五百円
ノ		円
第二号	五万三千二百円	二万七千元
ト		円
第二号	六万二千二百円	三万円
チ		
第二号	七万四百元	三万五千五百円
リ		円
第二号	八万八千八百円	四万四千五百円
ヌ		円

第二条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人の県民税の非課税の範囲)	(個人の県民税の非課税の範囲)

第十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第二号に該当する者にあつては、第三十条の二の規定により課する所得割（以下本節において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 （略）

二 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（法第二十三条第一項第十二号の二に規定する単身児童扶養者をいう。）（これらの者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）

2・3 （略）  
（環境性能割の市町に対する交付）

第三百三十七条の四 知事は、県に納付された環境性能割額に相当する額に令で定める率を乗じて得た額の百分の四十三に相当する額を、令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道（当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して交付する。

附 則  
（種別割の税率の特例）

第十八条 （略）

2と4 （略）

5 第三項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車等に対する第三百三十七条の五第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

第十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第二号に該当する者にあつては、第三十条の二の規定により課する所得割（以下本節において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 （略）

二 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）

2・3 （略）  
（環境性能割の市町に対する交付）

第三百三十七条の四 知事は、県に納付された環境性能割額に相当する額に令で定める率を乗じて得た額の百分の四十七に相当する額を、令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道（当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して交付する。

附 則  
（種別割の税率の特例）

第十八条 （略）

2と4 （略）

6	(略)	の間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第十八条の二	(略)	
2	(略)	

5	(略)	
第十八条の二	(略)	
2	(略)	
3	第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自家用の乗用車等が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
	第一号	二万九千五百円
	イ	七千五百円
	第一号	三万四千五百円
	ロ	九千円
	第一号	三万九千五百円
	ハ	一万円
	第一号	四万五千円
	ニ	一万五千五百円
	第一号	五万千円
	ホ	一万三千円
	第一号	五万八千円
	ヘ	一万四千五百円
	第一号	六万六千五百円
	ト	一万七千円

第一号	七万六千五百円	一万九千五百円
第一号	八万八千円	二万二千元
第一号	十一万円	二万八千元
第一号	二万九千五百円	七千五百円
第二号	二万三千六百円	六千元
第二号	二万七千六百円	七千元
第二号	三万六千六百円	八千元
第二号	三万六千円	九千元
第二号	四万八千円	一万五千元
第二号	四万六千四百円	一万二千元
第二号	五万三千二百円	一万三千五百円
第二号	六万二千二百円	一万五千五百円
第二号	七万四千元	一万八千元
第二号	八万八千八百円	二万二千五百円

4 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車等のうち、前条第四項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自家用の乗用車等が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自家用の乗用車等の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車等が平

成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号 イ	二万九千五百円	一万五千円
第一号 ロ	三万四千五百円	一万七千五百円
第一号 ハ	三万九千五百円	二万円
第一号 ニ	四万五千円	二万二千五百円
第一号 ホ	五万円	二万五千五百円
第一号 ヘ	五万八千円	二万九千円
第一号 ト	六万六千五百円	三万三千五百円
第一号 チ	七万六千五百円	三万八千五百円
第一号 リ	八万八千円	四万四千円
第一号 又	十一万円	五万五千五百円
第一号 ル	二万九千五百円	一万五千円
第二号 イ	二万三千六百円	一万二千元
第二号 ロ	二万七千六百円	一万四千元
第二号 ハ	三万六千六百円	一万六千元
第二号 ニ	三万六千円	一万八千元
第二号 ホ	四万八千円	二万五千元
第二号	四万六千四百円	二万三千五百円



ト	円	円
第二号	五万三千二百	二万七千円
チ	円	円
第二号	六万二千二百円	三万千円
リ	円	円
第二号	七万四百円	三万五千五百
ヌ	円	円
第二号	八万八千八百	四万四千五百

第三条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事の権限の委任)</p> <p>第六条の二 知事は、法令に特別の定めがある事務及び次に掲げる事務を除くほか、徴収金の賦課徴収に関する事務（還付金又は過誤納金（当該還付金又は過誤納金に加算すべき還付加算金を含む。第三項において「還付金等」という。）の充当に関する事務（次項及び第三項において「還付金等充当事務」という。）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二十条の十の規定による証明書（第四項において「証明書」という。）の交付に関する事務（次項及び第四項において「証明書交付事務」という。）を除く。）及び県税に係る過料に関する事務については、課税地を所管する県税事務所の長（以下「県税事務所長」という。）に委任する。</p> <p>一（略）</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、特定配当等（法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等をいう。以下同じ。）及び特定株式等譲渡所得金額（同項</p>	<p>(知事の権限の委任)</p> <p>第六条の二 知事は、法令に特別の定めがある事務及び次に掲げる事務を除くほか、徴収金の賦課徴収に関する事務（還付金又は過誤納金（当該還付金又は過誤納金に加算すべき還付加算金を含む。第三項において「還付金等」という。）の充当に関する事務（次項及び第三項において「還付金等充当事務」という。）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二十条の十の規定による証明書（第四項において「証明書」という。）の交付に関する事務（次項及び第四項において「証明書交付事務」という。）を除く。）及び県税に係る過料に関する事務については、課税地を所管する県税事務所の長（以下「県税事務所長」という。）に委任する。</p> <p>一 異例に属する県税の減免に関する事務</p> <p>二（略）</p> <p>2 知事は、前項の規定にかかわらず、特定配当等（法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等をいう。以下同じ。）及び特定株式等譲渡所得金額（同項</p>

第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下同じ。)に係る県民税、第三十八条第一項第一号イに規定する法人の行う事業に対する事業税、当該法人の県民税並びに県たばこ税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)については三重県津総合県税事務所長に、自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(自動車税に係る徴収金の賦課徴収のうち規則で定める事務、還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)並びに自動車税に係る過料に関する事務については三重県自動車税事務所長(以下「自動車税事務所長」という。)に委任する。

(法人の県民税の申告納付)

第三十三条 県民税を申告納付する義務がある法人は、法第五十三条の規定により同条第一項、第二項、第四項、第十九項、第二十二項及び第二十三項の申告書を知事に提出し、及びその申告に係る県民税額を納付書又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する施行規則で定める方法により納付しなければならない。

2 16 (略)

(法人の県民税の減免)

第三十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、必要があると認める者に対し、県民税を減免することができる。

一 三 (略)

四 天災その他特別の事情があると認めらるる法人

2 (略)

3 第一項の規定により法人の県民税の減免を受けた者(同項第四号の法人を除く。)については、当該減免を受けた年度の翌年度における均等割額の算定期間において

第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下同じ。)に係る県民税、第三十八条第一項第一号イに規定する法人の行う事業に対する事業税、当該法人の県民税並びに県たばこ税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)については三重県津総合県税事務所長に、自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務(自動車税に係る徴収金の徴収に関する事務で規則で定める事務、還付金等充当事務及び証明書交付事務を除く。)並びに自動車税に係る過料に関する事務については三重県自動車税事務所長(以下「自動車税事務所長」という。)に委任する。

(法人の県民税の申告納付)

第三十三条 県民税を申告納付する義務がある法人は、法第五十三条の規定により同条第一項、第二項、第四項、第十九項、第二十二項及び第二十三項の申告書を知事に提出し、及びその申告に係る県民税額を納付書により納付しなければならない。

2 16 (略)

(法人の県民税の減免)

第三十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、必要があると認める者に対し、県民税を減免することができる。

一 三 (略)

2 (略)

法人の具民税の減免の事由に異動がないと知事が認める場合に限り、納期限までに前項の規定による申請書及びその添付書類の提出があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

4 (略)  
(法人の事業税の申告納付)

第四十六条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。)若しくは収入割に係る所得割について次の各号に掲げる申告納付の期間内に、法第七十二条の二十五から第七十二条の三十までの規定により、申告書に計算書等の書類を添付して知事に提出し、及びその申告に係る事業税を納付書又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する施行規則で定める方法によつて納付しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)  
(ゴルフ場利用税の税率の特例等)

第八十二条の二 次の各号に掲げるゴルフ場の利用に対するゴルフ場利用税の税率は、当該ゴルフ場が規則で定める要件に該当する場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる税率の二分の一とする。

一 (略)

二 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項に規定する国民スポーツ大会(当該国民スポーツ大会の予選会を含む。以下この条において「国スポ」という。)のゴルフ競技に参加する選手(プロゴルファーを除く。)が、当該国スポのゴルフ競技の公式練習(知事の認定を受けたものに限る。)と

3 (略)  
(法人の事業税の申告納付)

第四十六条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。)若しくは収入割に係る所得割について次の各号に掲げる申告納付の期間内に、法第七十二条の二十五から第七十二条の三十までの規定により、申告書に計算書等の書類を添付して知事に提出し、及びその申告に係る事業税を納付書によつて納付しなければならない。

一 四 (略)

2 (略)  
(ゴルフ場利用税の税率の特例等)

第八十二条の二 次の各号に掲げるゴルフ場の利用に対するゴルフ場利用税の税率は、当該ゴルフ場が規則で定める要件に該当する場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる等級に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる税率の二分の一とする。

一 (略)

二 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項に規定する国民体育大会(当該国民体育大会の予選会を含む。以下この条において「国体」という。)のゴルフ競技に参加する選手(プロゴルファーを除く。)が、当該国体のゴルフ競技の公式練習(知事の認定を受けたものに限る。)としてゴルフを

<p>してゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>行う場合の当該ゴルフ場の利用</p> <p>三・四 (略)</p>
<p>2 第一項第二号又は第三号の認定を受けようとする国スポの主催者又は協会等は、規則で定める申請書を知事に提出し、知事の交付する認定書を当該ゴルフ場の特別徴収義務者に提示しなければならない。</p>	<p>2 第一項第二号又は第三号の認定を受けようとする国体の主催者又は協会等は、規則で定める申請書を知事に提出し、知事の交付する認定書を当該ゴルフ場の特別徴収義務者に提示しなければならない。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(環境性能割の減免)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(環境性能割の減免)</p>
<p>第百三十七条の三 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車を取得した者の申請により環境性能割を減免することができる。</p>	<p>第百三十七条の三 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車を取得した者の申請により環境性能割を減免することができる。</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 次に掲げる自動車の取得のうち、知事が必要と認めるもの</p>	<p>二 次に掲げる自動車の取得のうち、知事が必要と認めるもの</p>
<p>イ 身体障害者等(身体障害者、戦傷病患者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。)が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が知的障害者又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)</p>	<p>イ 身体障害者又は戦傷病者が運転する自動車に係る当該身体障害者又は当該戦傷病者の自動車の取得</p>
<p>ロ 身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。ハにおいて同じ。)</p>	<p>ロ 身体障害者等(身体障害者、戦傷病患者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。)と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。ハにおいて同じ。)</p>
<p>ハ (略)</p>	<p>ハ (略)</p>
<p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>

第百三十七条の十三 知事は、次に掲げる自動車のうち、必要と認めるもの（一人の身体障害者等に係る自動車につき一台に限る。）に対しては、種別割を減免することができる。

一 身体障害者等が運転する自動車であつて、当該身体障害者等が所有する自動車（当該身体障害者等が知的障害者又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の所有する自動車を含む。）

二・三 （略）

2・3 （略）

附 則

第六条 平成二十二年度から令和十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和三年までの各年である場合に限る。）において、前条の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第一項の規定による金額を当該納税義務者の第二十四条及び第二十五条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

第八条 （略）

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第百三十七条の十三 知事は、次に掲げる自動車のうち、必要と認めるもの（一人の身体障害者等に係る自動車につき一台に限る。）に対しては、種別割を減免することができる。

一 身体障害者又は戦傷病者が運転する自動車であつて、当該身体障害者又は当該戦傷病者が所有する自動車

二・三 （略）

2・3 （略）

附 則

第六条 平成二十二年度から平成四十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十三年までの各年である場合に限る。）において、前条の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第一項の規定による金額を当該納税義務者の第二十四条及び第二十五条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

第八条 （略）

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第十條 昭和六十三年度から令和二年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第十二条において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第十二条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 （略）

（個人の県民税の税率の特例）

第十二条の六の二 平成二十六年から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第二十六条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

（県民税の法人税割の税率の特例）

第十三条 昭和五十一年一月一日から令和二年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分、各連結事業年度分又は各計算期間分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の四とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十五条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡す

第十條 昭和六十三年度から平成三十二年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第十二条において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第十二条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 （略）

（個人の県民税の税率の特例）

第十二条の六の二 平成二十六年から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第二十六条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

（県民税の法人税割の税率の特例）

第十三条 昭和五十一年一月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分、各連結事業年度分又は各計算期間分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の四とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十五条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡す

ることを業とする者で令で定めるものが  
 売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第  
 二項ただし書の規定の適用については、当  
 該住宅の新築が平成十年十月一日から令  
 和二年三月三十一日までの間に行われた  
 ときに限り、同項ただし書中「六月」とあ  
 るのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に  
 第六十八条第一項に規定する特例適用住  
 宅が新築された場合における同項及び第  
 六十九条第一項の規定の適用については、  
 当該土地の取得が平成十六年四月一日か  
 ら令和二年三月三十一日までの間に行わ  
 れたときに限り、第六十八条第一項第一  
 号中「二年」とあるのは「三年（同日か  
 ら三年以内に特例適用住宅が新築される  
 ことが困難である場合として令で定める  
 場合には、四年）」と、第六十九条第一  
 項中「二年」とあるのは「三年（同号に  
 規定する令で定める場合には、四年）」  
 とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十五条の二 長期優良住宅の普及の促進  
 に関する法律（平成二十年法律第八十七  
 号）第十条第二号に規定する認定長期優  
 良住宅である住宅の新築を令和二年三月  
 三十一日までにした場合における第六十  
 条第一項の規定の適用については、同項  
 中「住宅の建築」とあるのは「長期優良  
 住宅の普及の促進に関する法律（平成二  
 十年法律第八十七号）第十条第二号に規  
 定する認定長期優良住宅である住宅の新  
 築」と、「については」とあるのは「につ  
 いては、当該取得が令和二年三月三十一  
 日までに限り」と、「千二百万円」とあ  
 るのは「千三百万円」とする。

第十五条の三 高齢者の居住の安定確保に  
 関する法律（平成十二年法律第二十六号）  
 第七条第一項の登録を受けた同法第五条  
 第一項に規定するサービス付き高齢者向

ることを業とする者で令で定めるものが  
 売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第  
 二項ただし書の規定の適用については、当  
 該住宅の新築が平成十年十月一日から平  
 成三十二年三月三十一日までの間に行わ  
 れたときに限り、同項ただし書中「六月」  
 とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に  
 第六十八条第一項に規定する特例適用住  
 宅が新築された場合における同項及び第  
 六十九条第一項の規定の適用については、  
 当該土地の取得が平成十六年四月一日か  
 ら平成三十二年三月三十一日までの間  
 に行われたときに限り、第六十八条第一  
 項第一号中「二年」とあるのは「三年（同  
 日から三年以内に特例適用住宅が新築さ  
 れることが困難である場合として令で定  
 める場合には、四年）」と、第六十九条  
 第一項中「二年」とあるのは「三年（同  
 号に規定する令で定める場合には、四年）」  
 とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十五条の二 長期優良住宅の普及の促進  
 に関する法律（平成二十年法律第八十七  
 号）第十条第二号に規定する認定長期優  
 良住宅である住宅の新築を平成三十二  
 年三月三十一日までにした場合における第  
 六十条第一項の規定の適用については、  
 同項中「住宅の建築」とあるのは「長期  
 優良住宅の普及の促進に関する法律（平  
 成二十年法律第八十七号）第十条第二号  
 に規定する認定長期優良住宅である住宅  
 の新築」と、「については」とあるのは「  
 ついては、当該取得が平成三十二年三月  
 三十一日までに限り」と、「千二百万  
 円」とあるのは「千三百万円」とする。

第十五条の三 高齢者の居住の安定確保に  
 関する法律（平成十二年法律第二十六号）  
 第七条第一項の登録を受けた同法第五条  
 第一項に規定するサービス付き高齢者向

け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの新築を令和三年三月三十一日までにした場合における第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの新築」と、「含むものとし、法第七十三条の十四第一項に規定する令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」とする。

第十五条の四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第二条第五項に規定する特定都市

け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの新築を平成三十三年三月三十一日までにした場合における第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十二年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令で定めるものの新築」と、「含むものとし、法第七十三条の十四第一項に規定する令で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」とする。

第十五条の四 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第二条第五項に規定する特定



再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十六条 平成十八年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十一条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 (略)

第十六条の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で令で定めるものの用に供する土地の取得を令和三年三月三十一日までにした場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅(令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)一戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で令で定めるもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付

都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十六条 平成十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十一条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 (略)

第十六条の二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で令で定めるものの用に供する土地の取得を平成三十三年三月三十一日までにした場合における第六十八条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅(令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)一戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの)」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で令で定めるもの(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サ

き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十七条の二 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。))を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十九条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和三年三月三十一日までの間に行われた場合限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 (略)

(自動車取得税の非課税)

第十七条の四 (略)

2 次に掲げる自動車(第百四条第二項に規定する自動車をいう。以下この条から附則第十七条の七までにおいて同じ。))で初めて新規登録等(道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。次条及び附則第十七条の七において同じ。))を受けるものの取得が令和元年九月三十日までに行われた場合には、第百四条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

一〜三 (略)

四 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条及び附則第十七条の七において同じ。))

「ビス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十七条の二 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。))を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十九条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に行われた場合限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 (略)

(自動車取得税の非課税)

第十七条の四 (略)

2 次に掲げる自動車(第百四条第二項に規定する自動車をいう。以下この条から附則第十七条の七までにおいて同じ。))で初めて新規登録等(道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。次条及び附則第十七条の七において同じ。))を受けるものの取得が平成三十一年九月三十日までに行われた場合には、第百四条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

一〜三 (略)

四 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条及び附則第十七条の七において同じ。))

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条から附則第十七条の七までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が同法第四百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この号及び附則第十七条の七において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号、次条及び附則第十七の七において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十を乗じて得た数値以上であること。

ロ・ハ (略)

五・六 (略)

(自動車取得税の税率の特例)

第十七条の五 (略)

2 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第十七条の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第七百七条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

(1) (略)

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条から附則第十七条の七までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が同法第四百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この号及び附則第十七条の七において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次号、次条及び附則第十七の七において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百四十を乗じて得た数値以上であること。

ロ・ハ (略)

五・六 (略)

(自動車取得税の税率の特例)

第十七条の五 (略)

2 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(附則第十七条の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第七百七条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の

の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第十七条の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第七百七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

4 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は附則第十七条の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第七百七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前三項又は附則第十七条の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日まで

規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前項又は附則第十七条の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第七百七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の二十五を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

4 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は附則第十七条の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第七百七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前三項又は附則第十七条の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日ま

行われたときに限り、第七條及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の五十を乗じて得た率とする。

一、三 (略)

6 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十七條の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第七條及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十七條の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第七條及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の七十五を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十七條の七第六項から第十二

でに行われたときに限り、第七條及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の五十を乗じて得た率とする。

一、三 (略)

6 ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十七條の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第七條及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

7 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十七條の七第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第七條及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の七十五を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(第二項から前項まで又は附則第十七條の七第六項から第十二

項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、第七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

(自動車取得税の課税標準の特例)

第十七条の七 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一・八 (略)

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十五万円を控除して得た額」とする。

一・五 (略)

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第三種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十五万円を控除して得た額」とす

項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、第七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一・二 (略)

(自動車取得税の課税標準の特例)

第十七条の七 次に掲げる自動車(以下この項において「第一種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種環境対応車の取得に係る第六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から四十五万円を控除して得た額」とする。

一・八 (略)

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第二種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種環境対応車の取得に係る第六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十五万円を控除して得た額」とする。

一・五 (略)

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第三種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第三種環境対応車の取得に係る第六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十五万円を控除して得た額」とす

<p>る。</p> <p>一 〇 四 (略)</p> <p>4 次に掲げる自動車(以下この項において「第四種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。</p>	<p>とする。</p> <p>一 〇 四 (略)</p> <p>4 次に掲げる自動車(以下この項において「第四種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第四種環境対応車の取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。</p>
<p>一 〇 五 (略)</p> <p>5 次に掲げる自動車(以下この項において「第五種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。</p>	<p>一 〇 五 (略)</p> <p>5 次に掲げる自動車(以下この項において「第五種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第五種環境対応車の取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五万円を控除して得た額」とする。</p>
<p>一 〇 三 (略)</p> <p>6 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とす</p>	<p>一 〇 三 (略)</p> <p>6 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から千万円を控除して得た額」とす</p>

る。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項に規定する基本方針（次項及び第八項において「基本方針」という。）に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 （略）

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十七条の七第七項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 （略）

8 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日ま

とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項に規定する基本方針（次項及び第八項において「基本方針」という。）に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 （略）

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十人未満の附則第十七条の七第七項に規定する路線バス等にあつては、二百万円）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 （略）

8 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十



で行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和二年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二・三 (略)

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)、又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか二以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までにに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一〜三 (略)

10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽

減までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二・三 (略)

9 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第十一項までにおいて「車両安定性制御装置」という。)、衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。)、又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この条において「車線逸脱警報装置」という。)のいずれか二以上を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までにに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から五百二十五万円を控除して得た額」とする。

一〜三 (略)

10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽

減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 三 （略）

12 バス等又は車両総重量が二・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が令和元年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十七条の九 令和三年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六条第一項及び第二項の

減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

一 三 （略）

12 バス等又は車両総重量が二・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第百六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十一年九月三十日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から百七十五万円を控除して得た額」とする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十七条の九 平成三十三年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六条第一項及び第二

規定にかかわらず、法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一、五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和三年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第百十六条の二第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一、三 (略)

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令で定めるものに基づき、令和三年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第百十六条の二第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

(狩猟税の課税免除)

第二十四条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法

項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一、五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、平成三十三年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第百十六条の二第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一、三 (略)

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令で定めるものに基づき、平成三十三年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第百十六条の二第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

(狩猟税の課税免除)

第二十四条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法

律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合には、第百九十条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときは、第百九十条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第二十四条の二 平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受け

律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に行われた場合には、第百九十条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十六年三月三十一日までの間に行われたときは、第百九十条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第二十四条の二 平成二十七年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間に受け

る狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第九十条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 (略)

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第二十六条 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動

受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第九十条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 (略)

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第二十六条 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により滅失し、又は損壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動

産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和三年三月三十一日までに  
行われたときに限り、価格に当該代替家  
屋の床面積に対する当該被災家屋の床面  
積の割合（当該割合が一を超える場合は、  
一）を乗じて得た額を価格から控除する  
ものとする。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土  
地（以下この項において「従前の土地」と  
いう。）の所有者その他の令で定める者  
が、代替家屋の敷地の用に供する土地で  
当該従前の土地に代わるものと知事が認  
める土地の取得をした場合における当該  
土地の取得に対して課する不動産取得税  
の課税標準の算定については、当該取得  
が令和三年三月三十一日までに  
行われたときに限り、価格に当該土地の面積に  
対する当該従前の土地の面積の割合（当  
該割合が一を超える場合は、一）を乗じて  
得た額を価格から控除するものとする。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用  
に供することが困難となつた農用地（農  
業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法  
律第六十五号）第四条第一項第一号に規  
定する農用地をいう。以下この項及び第  
六項において同じ。）であると農業委員会  
（農業委員会等に関する法律（昭和二十  
六年法律第八十八号）第三条第一項ただ  
し書又は第五項の規定により農業委員会  
を置かない市町村にあつては、市町村長）  
が認めるもの（以下この項において「被災  
農用地」という。）の平成二十三年三月十  
一日における所有者（農業を営む者に限  
る。）その他の令で定める者が、当該被災  
農用地に代わるものと知事が認める農用  
地の取得をした場合における当該農用地  
の取得に対して課する不動産取得税の課  
税標準の算定については、当該取得が令

産取得税の課税標準の算定については、  
当該取得が平成三十三年三月三十一日ま  
でに行われたときに限り、価格に当該代  
替家屋の床面積に対する当該被災家屋の  
床面積の割合（当該割合が一を超える場  
合は、一）を乗じて得た額を価格から控除  
するものとする。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土  
地（以下この項において「従前の土地」と  
いう。）の所有者その他の令で定める者  
が、代替家屋の敷地の用に供する土地で  
当該従前の土地に代わるものと知事が認  
める土地の取得をした場合における当該  
土地の取得に対して課する不動産取得税  
の課税標準の算定については、当該取得  
が平成三十三年三月三十一日までに  
行われたときに限り、価格に当該土地の面積  
に対する当該従前の土地の面積の割合  
（当該割合が一を超える場合は、一）を乗  
じて得た額を価格から控除するものとし  
る。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用  
に供することが困難となつた農用地（農  
業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法  
律第六十五号）第四条第一項第一号に規  
定する農用地をいう。以下この項及び第  
六項において同じ。）であると農業委員会  
（農業委員会等に関する法律（昭和二十  
六年法律第八十八号）第三条第一項ただ  
し書又は第五項の規定により農業委員会  
を置かない市町村にあつては、市町村長）  
が認めるもの（以下この項において「被災  
農用地」という。）の平成二十三年三月十  
一日における所有者（農業を営む者に限  
る。）その他の令で定める者が、当該被災  
農用地に代わるものと知事が認める農用  
地の取得をした場合における当該農用地  
の取得に対して課する不動産取得税の課  
税標準の算定については、当該取得が平

<p>和三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p> <p>4 5 7 (略)</p>	<p>成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。</p> <p>4 5 7 (略)</p>
---	---

第四条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第百三十五条 (略)</p> <p>2 環境性能割の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付することができる。</p> <p>一 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第七百四十七条の二第一項の規定により第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、前条第一項の規定による申告書の提出を行う場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第百三十七条の八 (略)</p> <p style="text-align: center;">(種別割の徴収の方法の特例)</p> <p>第百三十七条の八の二 知事は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理</p>	<p style="text-align: center;">(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第百三十五条 (略)</p> <p>2 環境性能割の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第百三十七条の八 (略)</p>

組織を使用して新規登録の申請を行う
場合において、同項の規定により同項
に規定する電子情報処理組織を使用し
て、又は法第七百四十七条の二第一項
の規定により第七百六十二条第一号に
規定する地方税関係手続用電子情報処
理組織を使用し、かつ、地方税共同機
を經由して、次条第一項又は第二項の
規定による申告書の提出を行う場合に
は、前条第三項及び第四項の規定によ
るほか、当該納税者が当該登録の申請
をした際に、当該登録の申請に係る自
動車に係る種別割を施行規則で定める
方法により徴収することができる。

(三重県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 三重県県税条例の一部を改正する条例（平成二十八年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中三重県県税条例第二百二十九条の改正規定を次のように改める。

第二百二十九条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第五十条第一項」を「第七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「際に」を「ときに」に改め、同条第五項中「規定によつて自動車税」を「規定により種別割」に、「においては」を「には」に、「当該自動車税」を「当該種別割」に改め、同条を第三百三十七条の八とする。

第二条中三重県県税条例第二百五条を改め、同条を第二百二十七条とし、同条の次に十四条を加える改正規定を次のように改める。

第二百五条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第二百二十七条とし、同条の次に次の十四条を加える。

(種別割の納税管理人)

第二百二十八条 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理



人を定めることを要しない。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二百二十九条 前条第二項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(環境性能割の課税標準)

第二百三十条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則で定めるところにより算定した金額(第二百三十二条において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第二百三十一条 次に掲げる自動車(第二百二十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

## 二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（第二百二十六条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

### 一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車
- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
  - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
  - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

- 3 第二百二十六条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。
- 4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(3)	平成二十二年度基準エネルギー消費効率	第二百二十六条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(3)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項第一号イ(3)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

（環境性能割の免税点）

第百三十二条 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第百三十三条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第百三十四条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

- 一 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号並びに第一百三十七条の九第一項及び第二項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車  
当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
  - 二 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
  - 三 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日
- 2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割の納付の方法）

第三十五条 環境性能割の納税義務者は、前条第一項又は法第六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、前条第一項に規定する申告書又は法第六十一条第二項に規定する修正申告書に証紙代金収納計器により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額の表示を受け、又は納付すべき税額に相当する現金を納付して規則で定める納税済印の押印を受けなければならない。

- 2 環境性能割の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する現金を納付することができる。
  - 一 法第六十一条の規定により納付する場合
  - 二 特別の事情により知事が必要と認める場合

3 第一項に規定する証紙代金収納計器により表示される印影の形式その他証紙代金収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第三十六条 環境性能割の納税義務者が正当な事由がなくして第三十四条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第三十七条 譲渡担保権者（譲渡により担保の目的となつている財産（以下この項において「譲渡担保財産」という。）の権利者をいう。以下この項及び第五項において同じ。）が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡

担保財産の設定者（設定者が交代した場合に新たに設定者となる者を除く。）に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

- 2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。
- 3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。
- 4 知事は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消す。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。
- 5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 6 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 7 前二項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付し、又は充当する場合には、第五項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に定める日とみなして、同項の規定を適用する。
- 8 第二項の申告又は第五項の申請をする者は、施行規則に定める様式による申告書又は申請書を知事に提出しなければならない。

（自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等）

第三百三十七条の二 自動車販売業者から自動車の取得をした者（以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。）が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除するものとする。

- 2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付するものとする。
- 3 前項の申請をする者は、施行規則に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 前条第六項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

（環境性能割の課税免除）

第三百三十七条の二の二 日本赤十字社が取得する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、環境性能割を課

さない。

- 一 救急自動車
- 二 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- 三 血液事業の用に供する自動車
- 四 救護資材の運搬の用に供する自動車
- 五 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の認めるもの  
(環境性能割の減免)

第二百三十七条の三 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車を取得した者の申請により環境性能割を減免することができる。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関（日本赤十字社を除く。）の救急自動車又はへき地巡回診療のために使用する自動車に係る自動車の取得
  - 二 次に掲げる自動車の取得のうち、知事が必要と認めるもの
    - イ 身体障害者又は戦傷病者が運転する自動車に係る当該身体障害者又は当該戦傷病者の自動車の取得
    - ロ 身体障害者等（身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者をいう。以下同じ。）と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者若しくは精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。ハにおいて同じ。）
    - ハ 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得
  - 三 前二号に掲げるもののほか、天災その他特別の事情があると認める自動車の取得
- 2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、第二百三十四条第一項に規定する申告書を提出するときまでに、次に掲げる事項（前項第一号及び第三号に該当するものにあつては、第二号から第五号までを除く。）を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、前項第二号に該当する自動車を取得した者は、規則で定める書類及び運転免許証を提示しなければならない。
- 一 減免を受ける者の氏名又は名称及び住所
  - 二 減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
  - 三 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
  - 四 自動車を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
  - 五 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付けられている場合にはその条件
  - 六 自動車の登録番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
  - 七 自動車の取得年月日及び取得価額
  - 八 減免を受けようとする事由

## 九 その他知事が必要と認める事項

(環境性能割の市町に対する交付)

第百三十七条の四 知事は、県に納付された環境性能割額に相当する額に令で定める率を乗じて得た額の百分の六十五に相当する額を、令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道（当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して交付する。第二条のうち、三重県県税条例附則第十八条第一項の改正規定中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（第三号に掲げる改正規定を除く。）の規定、第三条中第三十三条、第四十六条、第百三十七条の三及び第百三十七条の十三の改正規定並びに附則第四項、第五項及び第六項の規定 令和元年十月一日

二 第四条の規定 令和元年十月十五日

三 第一条中三重県県税条例第二十六条の四及び第二十六条の五の改正規定並びに附則第二項の規定 令和二年一月一日

四 第三条中三重県県税条例第三十七条第三項を第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定 令和二年四月一日

五 第二条中三重県県税条例第十九条の三の改正規定及び附則第三項の規定 令和三年一月一日

六 第二条中三重県県税条例附則第十八条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える改正規定及び同条例附則第十八条の二第三項及び第四項を削る改正規定並びに附則第八項の規定 令和三年四月一日

七 第二条中三重県県税条例第百三十七条の四の改正規定及び附則第七項の規定 令和四年四月一日

八 第三条中三重県県税条例第八十二条の二の改正規定 令和五年一月一日

(県民税に関する経過措置)

2 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例（以下この項において「令和二年新条例」という。）第二十六条の五の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和二年新条例第二十六条の五に規定する申告書について適用する。

3 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)



- 4 附則第一項第一号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例（次項及び附則第六項において「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
（自動車税に関する経過措置）
- 5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年十月一日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。
- 6 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年十月一日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 7 第二条の規定による改正後の三重県県税条例（次項において「令和四年新条例」という。）第百三十七条の四の規定は、令和四年度以後に同条の規定により交付すべき交付金について適用し、令和三年度分までの同条に掲げる規定による改正前の三重県県税条例第百三十七条の四の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。
- 8 令和四年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七号

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例

(三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第一条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例(昭和六十一年三重県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、計画区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p> <p>一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から令和三年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)又は第四十五条第二項(同項の表</p>	<p>(不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、計画区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p> <p>一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から平成三十一年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項(同項の表の第一号に係る部</p>

<p>の第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後<u>三年</u>内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税については、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。)第四十三條又は第四十八條の四に規定する税率の十分の一の税率</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税については、三重県県税条例(昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。)第四十三條又は第四十八條の四に規定する税率の十分の一の税率</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
---	--

(三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第二条 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例(平成二年三重県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課税免除)</p> <p>第二条 知事は、過疎地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示の日(以下この条において「公示日」という。)から<u>令和三年三月三十一日</u>までの間に、過疎地域のうち当該過疎</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第二条 知事は、過疎地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示の日(以下この条において「公示日」という。)から<u>平成三十一年三月三十</u> <u>一日</u>までの間に、過疎地域のうち当該</p>

<p>地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が二千七百万円を超えるもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税</p> <p>ロ （略）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の規定の適用を受けるものであつて、取得価額の合計額が二千七百万円を超えるもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税</p> <p>ロ （略）</p> <p>二・三 （略）</p>
--	--

（三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正）

第三条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例（平成五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（課税免除）</p> <p>第二条 知事は、離島振興対策実施地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業</p>	<p>（課税免除）</p> <p>第二条 知事は、離島振興対策実施地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。</p> <p>一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業</p>

<p>税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和三年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第二号又は第四十五条第二項の表の第二号の規定の適用を受ける設備（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>税</p> <p>イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第二号又は第四十五条第二項の表の第二号の規定の適用を受ける設備（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
--	--

（三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正）

第四条 三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成二十七年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（課税免除又は不均一課税）</p> <p>第二条 知事は、地方活力向上地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、県税の課税を免除し、又は当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p>	<p>（課税免除又は不均一課税）</p> <p>第二条 知事は、地方活力向上地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、県税の課税を免除し、又は当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p>

一 事業税法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から令和二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第七項第六号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の事業税の課税標準額となる所得金額のうち当該特別償却設備に係

一 事業税法第五条第一項の地域再生計画（同条第四項第五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の事業税の課税標準額となる所得金額のうち当該特別償却設備に係

<p>るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。）第四十三条又は第四十八条の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。）第四十三条又は第四十八条の四の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>二・三 （略）</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、平成三十一年四月一日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用する。
- 3 第二条の規定による改正後の三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、平成三十一年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用する。
- 4 第三条の規定による改正後の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、平成三十一年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用する。

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八号

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十年三重県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において非常勤職員（以下「職員」という。）とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 その他前号に準ずる者</p> <p>（報酬）</p> <p>第三条 職員には報酬を支給し、その額は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、三重県教育委員会（次条第二項及び第五条において「県委員会」という。）が定める。</p> <p>2 報酬は、常勤の職員の給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 費用弁償の額は、常勤の職員の旅費の額</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第四項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の三第一項の規定に基づき、公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において非常勤職員（以下「職員」という。）とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 非常勤の講師及び助手</p> <p>三 その他前二号に準ずる者</p> <p>（報酬）</p> <p>第三条 職員には報酬として手当を支給し、その額は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>2 手当は、常勤の職員の給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 費用弁償の額は、常勤の職員の旅費の額</p>



<p>に準じて<u>県委員会</u>が定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>県委員会</u>が定める。</p>	<p>に準じて<u>任命権者</u>が定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(この条例の施行に関し必要な事項)</p> <p>第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>任命権者</u>が定める。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

三重県総合博物館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第九号

三重県総合博物館条例の一部を改正する条例

三重県総合博物館条例（平成二十五年三重県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>（開館時間等）</p> <p>第十四条 博物館の開館時間（次項において「開館時間」という。）は、午前九時から午後五時までとする。ただし、入館できる時間（次項において「入館時間」という。）は、午後四時三十分までとする。</p>	<p>（開館時間等）</p> <p>第十四条 博物館の開館時間（第三項において「開館時間」という。）は、午前九時から午後七時までとする。ただし、入館できる時間（第三項において「入館時間」という。）は、午後六時三十分までとする。</p>								
<p>2 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間及び入館時間を変更することができる。</p> <p>（観覧料）</p>	<p>2 施設等を利用することができる時間（次項において「利用時間」という。）は、別表第一のとおりとする。</p>								
<p>第二十二条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、別表第一に定める額の観覧料を納付しなければならない。</p>	<p>3 教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間、入館時間及び利用時間を変更することができる。</p> <p>（観覧料）</p> <p>第二十二条 博物館に入館し、展示された博物館資料を観覧しようとする者は、別表第二に定める額の観覧料を納付しなければならない。</p>								
<p>2 （略）</p> <p>（使用料）</p>	<p>2 （略）</p> <p>（使用料）</p>								
<p>第二十三条 博物館資料の利用者又は施設等の利用者は、別表第二に定める額の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>第二十三条 博物館資料の利用者又は施設等の利用者は、別表第三に定める額の使用料を納付しなければならない。</p>								
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p> <p>別表第一（第十四条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">利 用 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本展示室 企画展示室</td> <td>午前九時から午後五時まで</td> </tr> <tr> <td>交流展示室</td> <td>午前九時から午後五時まで</td> </tr> <tr> <td>交流活動室 こども</td> <td>午前九時から午後五時まで</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	利 用 時 間	基本展示室 企画展示室	午前九時から午後五時まで	交流展示室	午前九時から午後五時まで	交流活動室 こども	午前九時から午後五時まで
区 分	利 用 時 間								
基本展示室 企画展示室	午前九時から午後五時まで								
交流展示室	午前九時から午後五時まで								
交流活動室 こども	午前九時から午後五時まで								

別表第一・別表第二 (略)	<table border="1"> <tr> <td>体験展示室</td> <td>実習室</td> <td>七時まで</td> </tr> <tr> <td>資料閲覧室</td> <td>三重</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の実物図鑑</td> <td>レクチ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヤールーム</td> <td>レファ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>レンスカウンター</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	体験展示室	実習室	七時まで	資料閲覧室	三重		の実物図鑑	レクチ		ヤールーム	レファ		レンスカウンター		
体験展示室	実習室	七時まで														
資料閲覧室	三重															
の実物図鑑	レクチ															
ヤールーム	レファ															
レンスカウンター																
別表第一・別表第二 (略)	別表第二・別表第三 (略)															

附 則

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に三重県総合博物館条例第十九条の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一	(略)	(略)	(略)	一	(略)	(略)	(略)
九	(略)	(略)	(略)	九	(略)	(略)	(略)
十	(略)	(略)	(略)	十	(略)	(略)	(略)
九	毒物及び劇物取締法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請の経由に関する事務（製剤製造業者等に係るものを除く。）	毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料	二万七千円	九	毒物及び劇物取締法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請の経由に関する事務（製剤製造業者等に係るものを除く。）	毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料	二万六千円
百	(略)	(略)	(略)	百	(略)	(略)	(略)
九	(略)	(略)	(略)	九	(略)	(略)	(略)
十	(略)	(略)	(略)	十	(略)	(略)	(略)
二	採石法第三十二条の十	採石業務管理者試験手数料	八千円	二	採石法第三十二条の十	採石業務管理者試験手数料	八千円
九	三第一項の	験手数料		九	三第一項の	験手数料	
十	規定に基づ			十	規定に基づ		
五	く業務管理			五	く業務管理		

三百五十三	建築士法第二十三條の規	二級建築士試験又	一万七千九百円	(略)	(略)	(略)	砂利採取法第十五條第一項の規定に基づく業務主任者試験の実施	砂利採取業務主任者試験の手数料	八千四百円	九百九十九	九百九十	九百九十九	二	百	十	百	施 験 の 実 者
三百五十三	建築士法(昭和二十五年法律第二百二號)第四條第二項又は第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	二級建築士又は木造建築士免許手数料	一万九千三百円	(略)	(略)	(略)	砂利採取法第十五條第一項の規定に基づく業務主任者試験の実施	砂利採取業務主任者試験の手数料	八千四百円	九百九十九	九百九十	九百九十九	二	百	十	百	施 験 の 実 者

三百五十三	建築士法第二十三條の規	二級建築士試験又	一万七千九百円	(略)	(略)	(略)	砂利採取法第十五條第一項の規定に基づく業務主任者試験の実施	砂利採取業務主任者試験の手数料	八千四百円	九百九十九	九百九十	九百九十九	二	百	十	百	施 験 の 実 者
三百五十三	建築士法(昭和二十五年法律第二百二號)第四條第二項又は第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許	二級建築士又は木造建築士免許手数料	一万九千三百円	(略)	(略)	(略)	砂利採取法第十五條第一項の規定に基づく業務主任者試験の実施	砂利採取業務主任者試験の手数料	八千四百円	九百九十九	九百九十	九百九十九	二	百	十	百	施 験 の 実 者

四	定に基づくとは木造建築士試験又は木造建築士試験の実施	は木造建築士試験手数料	
三	(略)	(略)	(略)
五	(略)	(略)	(略)
五	(略)	(略)	(略)
十	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	(略)
百	(略)	(略)	(略)
四	(略)	(略)	(略)
六	(略)	(略)	(略)
十	(略)	(略)	(略)
百	(略)	(略)	(略)
四	(略)	(略)	(略)
備考	(略)		

別表第四（職業能力開発促進法施行令第二条第一号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実技試験を行う場合）

- 一 特級、一級、二級（次号に規定する者を除く。）、三級（次号から第四号までに規定する者を除く。）、基礎級及び単一等級

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	一万八千二百円

- 二 二級（当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者（以下この表において「在留資格者」という。）を除く。）に限る。）及び三級（当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者（第四号に規定する者及び在留資格者を除く。）に限る。）

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	九千二百円

- 三 三級（在校生（次号に規定する者を除

四	定に基づくとは木造建築士試験又は木造建築士試験の実施	は木造建築士試験手数料	
三	(略)	(略)	(略)
五	(略)	(略)	(略)
五	(略)	(略)	(略)
十	(略)	(略)	(略)
三	(略)	(略)	(略)
百	(略)	(略)	(略)
四	(略)	(略)	(略)
六	(略)	(略)	(略)
十	(略)	(略)	(略)
百	(略)	(略)	(略)
四	(略)	(略)	(略)
備考	(略)		

別表第四（職業能力開発促進法施行令第二条第一号の規定に基づく技能検定試験手数料のうち実技試験を行う場合）

- 一 特級、一級、二級（次号に規定する者を除く。）、三級（次号から第四号までに規定する者を除く。）、基礎級及び単一等級

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	一万七千九百円

- 二 二級（当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者（以下この表において「在留資格者」という。）を除く。）に限る。）及び三級（当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の者（第四号に規定する者及び在留資格者を除く。）に限る。）

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	八千九百円

- 三 三級（在校生（次号に規定する者を除

く。)に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	一万二千 百円

四 三級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の在校生(在留資格者を除く。)に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	三千百円

備考 (略)

く。)に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	一万千九 百円

四 三級(当該試験実施日が属する年度の四月一日において三十五歳未満の在校生(在留資格者を除く。)に限る。)

項	技能検定の職種	手数料の金額
一	全職種	二千九百 円

備考 (略)

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十二号

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例（平成十二年三重県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係） 消防法関係				別表第一（第二条関係） 消防法関係			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
八	(略)	(略)	(略)	八	(略)	(略)	(略)
九	法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料		九	法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	
		イ 甲種危険物取扱者試験	六千六百円			イ 甲種危険物取扱者試験	六千五百円
		ロ 乙種危険物取扱者試験	四千六百円			ロ 乙種危険物取扱者試験	四千五百円
		ハ 丙種危険物取扱者試験	三千七百円			ハ 丙種危険物取扱者試験	三千六百円
十	(略)	(略)	(略)	十	(略)	(略)	(略)
十六	(略)	(略)	(略)	十六	(略)	(略)	(略)
別表第二（第二条関係） 火薬類取締法関係				別表第二（第二条関係） 火薬類取締法関係			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
十	(略)	(略)	(略)	十	(略)	(略)	(略)
十一	法第三十条第三	丙種火薬類製造保安責任者	一万八千円	十一	法第三十条第三	丙種火薬類製造保安責任者	一万七千円



四	十二	項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	試験手数料 火薬類取扱保安責任者試験 円	一万八千
---	----	--	----------------------------	------

別表第三（第二条関係） 高圧ガス保安法関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
十三	(略)	(略)	(略)
十四	施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく法第三十条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施	高圧ガス製造保安責任者試験手数料 イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 試験技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三十一条の規定により同	九千三百円（行政手続等における情報の通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三十一条の規定により同

四	十二	項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	試験手数料 火薬類取扱保安責任者試験 円	一万七千
---	----	--	----------------------------	------

別表第二（第二条関係） 高圧ガス保安法関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
十三	(略)	(略)	(略)
十四	施行令第十八条第二項第一号の規定に基づく法第三十条第二項に規定する製造保安責任者試験の実施	高圧ガス製造保安責任者試験手数料 イ 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 試験技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三十一条の規定により同	九千円（行政手続等における情報の通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三十一条の規定により同


試験 安責任者 る製造保 免状に係 械責任者 ハ 乙種機	書を提出 り受験願 組織によ 情報処理 円（電子 九千三百	は、八千 二百円） にあつて する場合 書を提出 り受験願 組織によ 情報処理 円（電子 八千七百	は、八千 五百円） にあつて する場合 書を提出 り受験願 組織によ 情報処理 円（電子 八千七百
	する場 にあって る場合 を提出 る場合 を提出 る場 を提出		


試験 安責任者 る製造保 免状に係 械責任者 ハ 乙種機	書を提出 り受験願 組織によ 情報処理 円（電子 九千円	は、八千 九百円） にあつて る場合 を提出 る場合 を提出	は、八千 九百円） にあつて る場合 を提出 る場合 を提出
	する場 にあって る場合 を提出 る場合 を提出		

十五	法第三十 一条第二 項の規定 に基づく 販売主任 者試験の 実施	高圧ガス販売 主任者試験手 数料	イ 第一種	七千九百 円（電子 情報処理 組織によ り受験願 書を提出 する場合 にあつて は、七千 四百円）
			ロ 第二種	六千二百 円（電子 情報処理 組織によ り受験願 書を提出 する場合 にあつて は、七千 二百円）
			ホ 第三種	八千七百 円（電子 情報処理 組織によ り受験願 書を提出 する場合 にあつて は、八千 二百円）
			ニ 第二種	九千三百 円（電子 情報処理 組織によ り受験願 書を提出 する場合 にあつて は、八千 八百円）
十五	法第三十 一条第二 項の規定 に基づく 販売主任 者試験の 実施	高圧ガス販売 主任者試験手 数料	イ 第一種	七千六百 円（電子 情報処理 組織によ り受験願 書を提出 する場合 にあつて は、七千 百円）
			ロ 第二種	六千円 （電子情 報処理組 織により 受験願書 を提出す る場合に あつて は、七千 九百円）
			ホ 第三種	八千四百 円（電子 情報処理 組織によ り受験願 書を提出 する場合 にあつて は、七千 九百円）
			ニ 第二種	九千円 （電子情 報処理組 織により 受験願書 を提出す る場合に あつて は、八千 五百円）

別表第五（第二条関係） 電気工事士法関係

十六	(略)	(略)	は、五千七百円)	する場 にあつて
十五	(略)	(略)		

別表第五（第二条関係） 電気工事士法関係

十六	(略)	(略)	は、五千五百円)	る場 にあつて
十五	(略)	(略)		

別表第五（第二条関係） 電気工事士法関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
一	電気工事士法（昭和三十三年法律第百三十九号）第四條第二項の規定に基づく電気工事士免状の交付	電気工事士免状交付申請手数料 イ 第一種 電気工事士免状 ロ 第二種 電気工事士免状	六千円 五千三百円
二	電気工事士法施行令（昭和三十三年政令第百六十号。以下この表において「施行令」という。）第四條第一項の規定に基づく電気工事	電気工事士免状再交付申請手数料	二千七百円

別表第五（第二条関係） 電気工事士法関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
一	電気工事士法（昭和三十三年法律第百三十九号）第四條第二項の規定に基づく電気工事士免状の交付	電気工事士免状交付申請手数料 イ 第一種 電気工事士免状 ロ 第二種 電気工事士免状	五千九百円 五千二百円
二	電気工事士法施行令（昭和三十三年政令第百六十号。以下この表において「施行令」という。）第四條第一項の規定に基づく電気工事	電気工事士免状再交付申請手数料	二千六百円

三	施行令第五 条の規定に基 づく電気工 事士免状 の書換え	電気工事士免 状書換申請手 数料	二千百円
	再交付		
	士免状の		

三	施行令第五 条の規定に基 づく電気工 事士免状 の書換え	電気工事士免 状書換申請手 数料	二千円
	再交付		
	士免状の		

別表第六（第二条関係） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
十九	(略)	(略)	(略)
二十	法第三十八 条の五第二 項の規定に 基づく液化 石油ガス設 備士試験の 実施	液化石油ガス 設備士試験 手数料	二万四千 四百円（電 子情報処 理組織に より受験 願書を提 出する場 合にあつ ては、二 万九百 円）

別表第六（第二条関係） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

項	手数料を徴収する事務	手数料の名称及び区分	金額
十九	(略)	(略)	(略)
二十	法第三十八 条の五第二 項の規定に 基づく液化 石油ガス設 備士試験の 実施	液化石油ガス 設備士試験 手数料	二万七百 円（電子 情報処理 組織によ り受験願 書を提出 する場合 にあつて は、二万 二百円）

別表第八（第二条関係）

事務の種類	手数料の名称	指定機関の名称
消防法の施行 に関する事務	危険物取扱者 試験手数料	一般財団 法人消防 試験研究 センター
消防法の施行 に関する事務	消防設備士試 験手数料	一般財団 法人消防 試験研究 センター
火薬類取締法	火薬類製造保	公益社団

別表第八（第二条関係）

事務の種類	手数料の名称	指定機関の名称
消防法の施行 に関する事務	危険物取扱者 試験手数料	財団法人 消防試験 研究セン ター
消防法の施行 に関する事務	消防設備士試 験手数料	財団法人 消防試験 研究セン ター
火薬類取締法	火薬類製造保	社団法人

の施行に関する事務	安責任者試験 手数料	法人全国 火薬類保 安協会	の施行に関する事務	安責任者試験 手数料	全国火薬 類保安協 会
火薬類取締法の施行に関する事務	火薬類取扱保 安責任者試験 手数料	公益社団 法人全国 火薬類保 安協会	火薬類取締法の施行に関する事務	火薬類取扱保 安責任者試験 手数料	社団法人 全国火薬 類保安協 会
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年七月二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十二号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（その他の手数料）			（その他の手数料）		
<p>第十一条 地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一 自動車保管場所証明書の交付又は保管場所証明の通知を受けようとする者 自動車保管場所証明申請手数料</p> <p>二 〃 八 （略）</p> <p>2 （略）</p>			<p>第十一条 地方自治法第二百二十七条の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一 自動車保管場所証明書の交付を受けようとする者 自動車保管場所証明書交付申請手数料</p> <p>二 〃 八 （略）</p> <p>2 （略）</p>		
（手数料の納付時期及び方法）			（手数料の納付時期及び方法）		
<p>第十二条 第二条から前条までに掲げる手数料（第八条第一項第一号及び同条第五項に掲げる手数料を除く。）は、許可等を受けようとする際に、三重県証紙条例（昭和四十年三重県条例第十二号）に定める方法により納付するものとする。ただし、三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十三号）第三条に規定する電子情報処理組織を使用して前条第一項第一号及び第三号の許可等を受けようとする際には、現金をもつて納付するものとする。</p> <p>2 〃 4 （略）</p>			<p>第十二条 第二条から前条までに掲げる手数料（第八条第一項第一号及び同条第五項に掲げる手数料を除く。）は、許可等を受けようとする際に、三重県証紙条例（昭和四十年三重県条例第十二号）に定める方法により納付するものとする。</p> <p>2 〃 4 （略）</p>		
別表第一（第二条関係）			別表第一（第二条関係）		
手数料の種別	区分	手数料の額	手数料の種別	区分	手数料の額
一・二	(略)	(略)	一・二	(略)	(略)

(略)		
三 相 続 承 認 申 請 手 数 料	法第三十一条の二十 三において準用する 場合 (略)	八千七百 (略) 円
四 合 併 承 認 申 請 手 数 料	法第三十一条の二十 三において準用する 場合 (略)	一万二千 (略) 円
四 の 二 分 割 承 認 申 請 手 数 料	法第三十一条の二十 三において準用する 場合 (略)	一万二千 (略) 円
五 ～ 十 八 (略)	(略)	(略)
備考	(略)	

別表第六（第七条関係）

手数料の種別	区 分	手数料の額
一・一の二 (略)	(略)	(略)
一 獵 銃 等 取 扱 講 習 手 数 料	現に法第四条第一項 第一号の規定による 許可を受けて獵銃又 は空氣銃を所持する 者及び法第五条の二 第三項第二号に掲げ る者 その他の者	(略) 六千九百 円
三 (略)	(略)	(略)
三 の 二 獵 銃 技 能 講 習 手 数 料		一万二千 七百 円
四 ～ 十 三 (略)	(略)	(略)
十 四 年 少 射 擊		九千八百 円

(略)		
三 相 続 承 認 申 請 手 数 料	法第三十一条の二十 三において準用する 場合 (略)	八千六百 (略) 円
四 合 併 承 認 申 請 手 数 料	法第三十一条の二十 三において準用する 場合 (略)	一万千 (略) 円
四 の 二 分 割 承 認 申 請 手 数 料	法第三十一条の二十 三において準用する 場合 (略)	一万千 (略) 円
五 ～ 十 八 (略)	(略)	(略)
備考	(略)	

別表第六（第七条関係）

手数料の種別	区 分	手数料の額
一・一の二 (略)	(略)	(略)
一 獵 銃 等 取 扱 講 習 手 数 料	現に法第四条第一項 第一号の規定による 許可を受けて獵銃又 は空氣銃を所持する 者及び法第五条の二 第三項第二号に掲げ る者 その他の者	(略) 六千八百 円
三 (略)	(略)	(略)
三 の 二 獵 銃 技 能 講 習 手 数 料		一万二千 三百 円
四 ～ 十 三 (略)	(略)	(略)
十 四 年 少 射 擊		九千七百 円



資格講	
習受講	
手数料	
備考 (略)	
別表第十(第九条関係)	
手数料の種別	区分
一～十四(略)	(略)
十五 機械警備 業務管 理者講 習手数 料	三万九千 円
十六～十八(略)	(略)
別表第十二(第十一条関係)	
手数料の種別	手数料の額
一 自動車保管場所証明申請 手数料	一枚につ き二千 二百円
二～八(略)	(略)

資格講	
習受講	
手数料	
備考 (略)	
別表第十(第九条関係)	
手数料の種別	区分
一～十四(略)	(略)
十五 機械警備 業務管 理者講 習手数 料	三万八千 円
十六～十八(略)	(略)
別表第十二(第十一条関係)	
手数料の種別	手数料の額
一 自動車保管場所証明書交 付申請手数料	一枚につ き二千 二百円
二～八(略)	(略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一、別表第六及び別表第十の改正規定 令和元年十月一日
- 二 第十一条、第十二条及び別表第十二の改正規定 令和元年十月十五日



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---